

保険証券 11

締結された保険については、保険確認書に記載されています。

補償内容一覧

STEP IN保険コンパクトおよびファーストクラス

● 疾病保険

- 自己負担額:** 保険証券で証明された自己負担額が適用されます。
- 保険金額:** 無制限 (制約は当該保険約款の疾病保険規定 (AVB KV AP) 第1条、第2条、第4条を参照)
- ドイツ国内に滞在する場合の補償:** 第6条第1項による外来診療に対する制約は適用されません。
- ファーストクラス保険料の場合のみ:** 保険始期後に妊娠した場合で8ヶ月の待機期間が経過している場合の妊娠にかかる診察および処置、継続治療として医療上必要な医師の指示によるリハビリテーション処置

● 帰国移送

保険金額: 無制限

● アシスタンス

- 緊急時一時金 (当該保険約款のアシスタンス規定 (AVB AS AP) 第6条第2項):** 1,500ユーロ
- 入院治療時の見舞い (アシスタンス規定 (AVB AS AP) 第2条第2項b): 近い人による被保険者の見舞いの手配および費用負担
- 家族緊急時の帰国 (アシスタンス規定 (AVB AS AP) 第5条):** 家族に関わる緊急時の帰国手配および費用負担

● 荷物保険

- 保険金額:** 1人および損害事例1件につき2,000ユーロ
- 自己負担額:** 損害事例1件につき25ユーロ
- 荷物遅延時の保険金額:** 損害事例1件につき200ユーロ
- 一部保険:** 第4条第2項による一部保険は適用されません。

● 荷物追加保険

- コンパクトまたはファーストクラス保険料に追加で契約される場合のみ -
- ノートパソコン (Laptop) に対する追加保険金額:** 1人および損害事例1件につき1,000ユーロ
- ビデオカメラおよび映写機、カメラに対する追加保険金額:** 1人および損害事例1件につき1,000ユーロ
- 自己負担額:** 損害事例1件につき50ユーロ

STEP IN保険 スマート

- コンパクトまたはファーストクラス保険料に追加で契約される場合のみ -

● 賠償責任保険

- 保険金額:** ホストファミリーの家財および動産に対して与えた10,000ユーロまでの損害を含む、人的および物的損害に対し、1人につき500,000ユーロ
- 自己負担額:** 損害事例1件につき25ユーロ、ホストファミリーの家財および動産に対する損害に対し、損害事例1件につき75ユーロ

STEP IN保険 プラス

- コンパクトまたはファーストクラス保険料に追加で契約される場合のみ -

● 傷害保険

- 保険金額1人につき:** 障害レベル25%以上の就労不能の場合100,000ユーロまで、死亡の場合50,000ユーロ

● 賠償責任保険

- 保険金額:** ホストファミリーの家財および動産に対して与えた10,000ユーロまでの損害を含む、人的および物的損害に対し、1人につき1,000,000ユーロ
- 自己負担額:** 損害事例1件につき25ユーロ、ホストファミリーの家財および動産に対する損害に対し、損害事例1件につき75ユーロ

緊急時のサポート

滞在先で病気に？

アシスタンスは世界中どこでも24時間体制で直ちに確かなサポートを行います！
当社の専門スタッフにより確かな相談や情報提供が受けられます。場合によっては、保険金支払額の減額を避けることもできます。

Tel +49.89.6 24 24-405

Fax +49.89.6 24 24-246

重要！

- 滞在先の住所と電話番号を正確にお知らせ下さい。
- 医師、病院、警察など、担当者の名前をメモしておいてください。
- 状況をできる限り正確に説明し、必要となるすべての情報をお伝え下さい (銀行の住所、口座番号/クレジットカード番号、銀行コード番号など)。

保険の補償内容についてのお問い合わせは、STEP INインフォラインまでご連絡ください。

Tel +49.228.9 56 95-50 (日本語案内直通 -53)

Fax +49.228.9 56 95-59

E-mail: hoken@step-in.de

損害報告のお手続きは、損害事例に対する注意事項をご覧の上、行なって下さい。

以下の重要事項に注意してください。

滞在期間: 当該保険は契約で規定された期間に適用されるものです。契約期間は最短で1週間、最長で36ヶ月です。

適用範囲: 世界中どこでも一時的な外国滞在に適用されます。

個人保険料: 保険始期日に51歳未満の人に適用されます。

契約締結に際しての注意点: 契約は、外国滞在開始後の最初の平日2日以内に締結されなければなりません。不備のない保険に加入している場合には、随時、契約が可能です。海外滞在開始後最初の平日3日目以降の契約および保険未加入の場合の契約については、7日間の待機期間が適用されます。ただし事故の場合、この待機期間は適用されません。

保険は保険証券／旅の確認証／予約確認証に氏名の記載された被保険者に限り適用されます。 保険料額は通常、選択された保険および保険期間に応じて決定されます。より高額の旅の保険料についてはお問い合わせください。

AGA International 株式会社 が後述の保険約款に従って、契約で規定された保険の補償を行いません。口頭の取り決めは無効です。保険税は保険料に含まれています。それ以外の費用は発生しません。補償の範囲は、保険証券／旅の確認証／予約確認証に記載された保険料ならびに補償内容に応じて決定されます。



Olaf Nink 代表取締役

AGA International 株式会社
ドイツ支店
Bahnhofstraße 16
D - 85609 Aschheim bei München

代表取締役: Olaf Nink
登記裁判所: ミュンヘン商業登記会社番号4605
付加価値税登録番号: DE 129274528
保険税番号: 9116 80200191

AGA International 株式会社
フランス法に拠る株式会社
本社: パリ (フランス)
商業登記: R.C.S. パリ 519 490 080
執行役員: Remi Grenier (会長)、Laurence Maurice、
Lidia Luka-Lognoné、Dr. Ulrich Delius、Roland Rykart

商品情報/消費者情報

本情報パンフレットは当社の保険商品に関する概要をお伝えするものです。記載内容については主要なもののみです。保険金額および自己負担額規定を含む保険の補償内容は、保険証券に関する文書ならびに普通保険約款 (AVB) に記載されています。

注意:

ご契約の保険商品については、申込受理書および保険証券をご覧ください。

ここに記載する、交換プログラムのための保険商品全てに共通に適用すること:

以下の損害等には、保険は適用されません。

- ストライキ、内乱、戦争による損害
- 被保険者が故意に引き起こした損害
- 探検

詳しい補償内容および除外事項については各保険約款をご覧ください。

保険加入資格 (当該保険約款の一般条項 (AVB AB AP) 第1条):

保険加入資格を持つのは、別の取り決めがない場合、51歳未満の語学研修生および大学生、奨学金生、博士論文執筆者、客員研究者、実習生、ボランティア助手、高校以下の交換留学生、ワーキングホリデープログラム参加者、さらには旅行者です。

保険の適用範囲/Vereinbarter Geltungsbereich (当該保険約款の一般条項 (AVB AB AP) 第2条):

1. 保険は、世界中どこでも一時的な外国滞在に適用されます (本国以外の滞在)。保険の対象となる外国滞在が中断した場合、保険年度につき6週間まで本国でも保険が適用されます。
2. 本国とは、被保険者が保険の申請をする以前の5年間に少なくとも3年間、定住所を持っていた国です。そうした住所を持たない場合、本国とは、被保険者が合計で、つまり5年前以前も含めて長期にわたり定住所を持っていた国です。

義務事項の違反による法的影響 (当該保険約款の一般条項 (AVB AB AP) 第9条第1項および第2項):

1. 義務事項が故意に違反された場合、AGAは補償の義務を負いません。重大な過失があった場合、AGAは被保険者の責任の程度により補償額を減額する権利があります。
2. 被保険者は重大な過失がなかったことを証明しなければなりません。悪意による行為でない場合を除き、義務事項の違反がAGAの補償決定や審査、あるいは補償額に影響していないことを被保険者が証明する限り、AGAは補償の義務を負います。

疾病保険は

保険の対象となる期間中の急な病気や事故によるケガに対し、規定された適用範囲内の必要な治療にかかる費用をお支払いします。

- 診療および入院費用
- 医薬品
- 事故の場合の捜索・救助・救出費用
- 妊娠12週目までの検診および合併症。ファーストクラス保険料をお支払いの場合、保険始期後の妊娠および8ヶ月の待機期間経過後の妊娠の場合の、妊娠にかかると診察および処置も含む
- ファーストクラス保険料の場合のみ
継続治療として医療上必要な医師の指示によるリハビリテーション処置

アシスタンスは、最高の医療水準を誇る最も近い医師や病院を紹介します。被保険者がアシスタンスの紹介に従った場合、当該保険約款の疾病保険規定 (AVB KV AP) 第1条および第2条とは別に、以下の補償を追加で支払います。

- 必要な電話通話料の支払い (要証明)
- 紹介された医療機関への通院にかかった交通費の支払い (要証明)
- 被保険者が完全入院治療を受ける際に同行の親族1人の常時の付き添いが必要な場合、病院内または病院の近くでの宿泊。あるいは、同行の親族が現地でお見舞いに行く際にかかった交通費の支払い (要証明、規定限度額内)

以下等については、保険は適用されません。

- 被保険者の本国での補償例外: 保険の対象となる外国滞在中断した場合、保険年度につき6週間まで本国での滞在が保険の対象となります。
- 契約で規定された適用範囲内で、保険始期以前にその必要性が被保険者にわかっていて治療、または被保険者がすでに現れていた症状に基づき見込んでいた治療。その他の除外事項は当該保険約款の疾病保険規定 (第4条、同一一般条項 (AVB AB AP) 第5条に記載されています。

帰国移送

AGAは、被保険者を被保険者の本国の居住地に最も近い適切な病院に医療上有効で適切な帰国移送を行なうための費用および死亡の場合の遺体移送にかかる費用を支払います。

旅行開始以前にその必要性が被保険者にわかっていて治療、または被保険者がすでに現れていた症状に基づき見込んでいた治療に基づく帰国移送には保険は適用されません。その他の除外事項は当該保険約款の帰国移送規定 (AVB RT AP) 第3条および同一一般条項 (AVB AB AP) 第5条に記載されています。

重度のケガまたは病気の場合には、遅滞なくアシスタンスに連絡して下さい。

アシスタンスは

外国での緊急時に世界中どこでもサポートを提供します。病気または事故、死亡、支払い手段の喪失、刑事追訴の場合。医療上有効で適切な場合に限り、医療上適確な手段を用いて帰国移送を手配します。アシスタンスの代表番号では、毎日24時間電話を受け付けています。

荷物保険が補償するのは

- 窃盗または強奪、およびに天災、ならびに被保険者が重度のケガを被ったまたは輸送手段に損害が生じた事故により、損害を受けた場合、あるいは紛失した場合の携行荷物の時価総額
- 個人的な荷物の総評価額に相当する場合に限り、損害を受けた1、紛失したりした寄託荷物の契約保険金額限度内での時価総額
- 荷物の再調達にかかったと証明される費用または
- 寄託荷物が同日に到着しなかった場合、滞在を継続するために必要な代用品の購入に対し、保険金額の最大10%。

保険が制約付きで適用されるのは、ビデオカメラおよび映写機、カメラ、付属品を含む電子情報処理機器ならびに電子コミュニケーション・娯楽機器、ならびに装飾品、貴重品、眼鏡、その他の医療補助器具等です (当該保険約款の荷物保険規定 (AVB GV AP) 第3条)。

保険が適用されないのは、通貨、乗車・乗船券、その他これらに類する物、ならびに寄託荷物に入っていた場合や保険事例を故意に引き起こした場合の装飾品および貴重品等です。保険事例を重大な過失により引き起こした場合、AGAは責任の程度により補償額を減額する権利があります。当該保険約款の荷物保険規定 (AVB GV AP) 第3条を参照して下さい。

お荷物が輸送中に損害を受けたり、紛失したりした場合、輸送機関運営会社に遅滞なくその旨を報告し、損害に関する証明書ももらって下さい。窃盗およびその他の犯罪行為については最寄りの所轄の派出所へ遅滞なく届け出をし、警察調査のコピーまたは少なくとも警察届出証明書ももらって下さい。

これらの義務事項に違反した場合、補償金の減額もしくは喪失が考えられます。これに関しては当該保険約款の一般条項 (AVB AB AP) 第9条を参照して下さい。

損害事例を機に悪意ある不実の報告をした場合、保険は適用されません。当該保険約款の荷物保険規定 (AVB GV AP) 第5条第3項を参照して下さい。

荷物追加保険

- コンパクトまたはファーストクラス保険料に追加で契約される場合のみ -

ノートパソコン (Laptop) に対しては、荷物保険の保険金額に1,000ユーロを加算した額が支払われます。また、付属品を含むビデオカメラ、映写機、カメラに対しても1,000ユーロを加算した額が支払われます。

自己負担額: 損害事例1件につき50ユーロ

傷害保険

旅行中の保険対象事故により被保険者が将来回復できない就労不能となった場合、または死亡した場合に補償金を支払います。

保険が適用されないのは、精神・意識障害による事故および被保険者が航空機操縦士 (ハングライダーなどスカイスーツも含む) である場合の事故などです。その他の除外事項については当該保険約款の傷害保険規定 (AVB UVV AP) 第2条、同一一般条項 (AVB AB AP) 第5条を参照して下さい。

健康上の損害に作用する病気の前段階がみられる場合、保険の補償に制約がかかることがあります。当該保険約款の傷害保険規定 (AVB UVV AP) 第5条第1項を参照して下さい。

将来回復できない就労不能となった場合の保険補償金の支払いにおいては、認定のために規定された特別な期限が考慮されなければなりません。当該保険約款の傷害保険規定 (AVB UVV AP) 第7条を参照して下さい。

賠償責任保険

第三者から人的および物的損害により法律で定められた損害賠償請求を受けた場合に、契約保険金額の限度内で支払われる保険です。

保険が適用されないのは、原動機付き車両または航空機の使用、あるいは狩猟によって生じた損害の場合、ならびに原則として、

被保険者が賃借りした、または借りた、あるいは法の禁じた私力によって取得した、もしくは被保険者が預かっていた他人の私物に与えた損害に起因する場合などです (例外については、当該保険約款の賠償責任保険規定 (AVB HV AP) 第3条第2項b) を参照して下さい)。職務遂行に起因する、賠償責任の対象となる損害にも保険は適用されません。当該保険約款の賠償責任保険規定 (AVB HV AP) 第3条。

保険事例があった場合には遅滞なく書面をもってAGAに通知し、当該保険約款の賠償責任保険規定 (AVB HV AP) 第4条に記載された義務事項全てを守って下さい。義務事項が違反された場合、保険補償金の減額または喪失が考えられます。これに関しては当該保険約款の一般条項 (AVB AB AP) 第9条を参照して下さい。

苦情申し立てについて

当社は第一級のサービスをご提供することを目指しています。同時にお客様のご要望に耳を傾けることも当社には重要です。もし当社の商品またはサービスにご満足いただけない場合は、直接当社までお知らせ下さい。

契約または補償に対する苦情のお知らせは、いずれの方法でも結構です。お電話の場合は49.89.6 24 24-460、書面の場合は、Eメールservice@allianz-assistance.deまたは郵便でAGA International S.A., Beschwerdemanagement, Bahnhofstraße 16, D - 85609 Aschheim bei Münchenまでお願いいたします。当社の苦情対応プロセスに関する詳細は下記のアドレスをご参照ください。www.allianz-reiseversicherung.de/beschwerde

さらにお客様のドイツ連邦金庫サービス監督庁 (BaFin) にお問い合わせいただくことができます。住所 Graurheindorfer Straße 108, D - 53117 Bonn (www.bafin.de)

契約関係には、国際法と異なる限り、ドイツの法律が適用されます。保険契約者または被保険者は、保険契約に起因する訴訟を営業所在地または支店のある裁判所に提起することができます。保険契約者または被保険者が訴訟期間に住所を持つ、あるいは住所を持たない場合に常時滞する地区の裁判所に訴訟を提起することが可能です。

データ連携

ドイツ連邦情報保護法 (BDSG) に従い当社は、損害事例において保険契約の履行に必要な個人情報取得されることをお知らせします。申請または損害の審査に際し、場合によっては他の保険業者に関心させたり、また他の保険業者からの質問に回答したりすることがあります。さらに、個人情報再保険引き受け会社に提供される場合があります。

また、この個人情報取り扱いに関する同意が保険契約の終了後も存続することとします。契約締結の申請を拒否することにより、この同意は成立しません。情報取得者の住所は要請があればお知らせします。

1か月以上の契約期間における契約取消権

お客様は、14日以内であれば理由を申告することなく書面形式 (手紙、ファックス、メール等) で契約を取り消すことができます。取消期限の開始は、お客様が保険証書および普通保険約款を含む契約規定ならびに保険契約法情報義務令第1条以下第4条までに関連する保険契約法第7条第1項、第2項に基づく更なる情報、さらに契約取消に関する事項をそれぞれ書面で受け取られた後です。ただし、電子取引上の契約 (民法第312条第1項第1段) の場合には、民法施行法第246c条に関連する民法第312条第1項第1段による当社の義務が完了するまで取消期間は開始されません。

取消期限遵守のため取消通知は早めにお送りください。取消通知の宛先は以下の通りです:

Stepin GmbH, Beethovenallee 21, 53173 Bonn, Germany

Tel: +49.228.9 56 95-50.

Fax: +49.228.9 56 95-59.

E-Mail: versicherung@stepin.de

契約取消に伴う事項

契約が取り消された場合、保険は終了します。お客様が保険の契約始期日が取消期限内であることを認められた場合、当社はお客様に取消通知到着後の期間にかかる保険料を払い戻します。取消通知が到着するまでの期間にかかる保険料はこの場合、当社に帰属します。このための金額は保険料を日数に基づいて計算したものです。払い戻し金額は遅滞なく、取消通知到着後遅くとも30日以内に支払われます。保険の契約始期日が契約取消期限内でない場合、契約は取消となり、支払い保険金およびそれにかかる利益 (利息等) は返還する必要があります。

特記事項:

お客様が取消権を行使する以前に、お客様の明確な望みに基づく契約がお客様ならびに当社によって完全に実現されている場合、お客様の取消権は失効します。

AGA International 株式会社、ドイツ支店

交換プログラム保険 (AGA International株式会社、ドイツ支店) に関する約款

交換プログラム保険 (AGA International株式会社、ドイツ支店) に関する約款

以下、AGAと呼ぶ。

一般条項

AVB AB 11 AP

以下の第1条から第11条までの規定は、AGA交換プログラム保険の全ての商品に適用されます。その下に記載されている普通保険約款は、それぞれの保険に適用されます。保険は当該保険がご契約された場合に適用されます。

§ 1 保険の対象者とは？

- 被保険者とは、保険料が支払われた場合に限り、氏名が記載された以下に該当する個人を指します。語学研修生および大学生、奨学金生、博士論文執筆者、客員研究者、実習生、ボランティア助手、高校以下の交換留学生、ワーキングホリデープログラム参加者、さらには旅行者です。
- 保険加入資格を持つのは、別の取り決めがない場合、保険始期日に51歳未満の人です。

§ 2 保険が適用される範囲は？

- 当該保険は、世界中どこでも一時的に外国に滞在する被保険者に適用されます (本国以外での滞在)。保険の対象となる外国滞在中断した場合、保険年度につき6週間まで本国においても保険が適用されます。
- 本国とは、保険を申請する以前の5年間に最低3年間、被保険者が定住所を持っていた国です。そうした住所がない場合、本国とは被保険者が合計で、つまり5年前以前も含めて、長期にわたり定住所を持っていた国です。
- 外務省が渡航に関し警告を発出した国または地域での滞在または旅行には、保険は適用されません。警告が発出された時点で被保険者が現地にいる場合、警告発出の7日後に当該保険は失効します。

§ 3 保険料を支払うときは？

保険料は保険契約証交付の際、支払うこととします。当該保険契約は、旅行開始前に保険料が支払われた時点で発効し、保険の始期とします。包括保険 (団体保険契約による強制保険) の場合、保険契約者がAGAに保険料を支払います。

§ 4 保険の始期と終期は？

当該保険契約は、

- 保険契約証に記載された期日 (保険始期日) をもって発効します。保険契約の申請以前および国境通過以前、場合によって、待機期間満了以前に発効することはありません。
- 契約で規定された期日をもって失効し、遅くとも、契約適用範囲内の保険の対象となる滞在中の終了または契約期日をもって失効します。
- 本来の契約期間が満了する前に申請することで、合計で36ヶ月まで (最長保険期間) の延長が可能です。

ただし、延長申請の時点で適用されている保険料および保険約款が適用されます。

§ 5 保険の補償がされないのは？

- ストライキ、核燃料物質による汚染、差し押さえ、およびその他の国家機関による介入ならびに外務省が渡航に関し警告を発出した地域での損害。
- 戦争またはそれに類似するものによる損害。ただし、戦争等の勃発後7日以内に発生した損害には、保険が適用されます。これは、戦争または内戦がすでに発生している地域、あるいはそれらの勃発があらかじめ予測できた地域のある国に滞在している場合には適用されません。
- 被保険者が故意に引き起こした損害；
- 他に保険の取り決めができない場合の探險等。

§ 6 損害事例に際し、被保険者が必ずすべきこと (義務事項)は？

被保険者は以下のことをする義務があります。

- 損害を出来るだけ少なくし、不要な費用を避けること
- 損害を遅滞なくAGAに通知すること
- 損害事故状況およびその程度を述べ、AGAに事実を即し、あらゆる確かな情報を与えること。証明書類として被保険者は、請求書および確認書等の原本を提出し、場合によっては医師 (アシスタンスセンターの医師も含む) の守秘義務を免除し、請求された事例の原因と程度をAGAが妥当な方法で審査することを許可しなければなりません。

§ 7 AGAが補償金を支払うときは？

AGAが原因と程度に基づき補償義務を確定した場合、補償金は2週間以内に支払われます。

§ 8 被保険者が第三者に対して賠償請求権を有した場合、行われることは？

- 第三者に対する賠償請求権は、被保険者が不利を被らない範囲内で、当社が支払った保険金の限度内で法規に従いAGAに移転します。
- 被保険者は、この枠組みにおいて賠償請求権をAGAに譲渡しなければなりません。
- 他の保険契約による補償義務はAGAの義務よりも優先されます。これは、特に法律上定められた社会保険事業者の給付に当てはまります。被保険者が最初にAGAに証明書類の原本を呈示して請求する場合、AGAが先に支払います。

§ 9 被保険者が義務事項違反および時効により、保険補償の請求権を失うのは？

- 義務事項が故意に違反された場合、AGAは補償の義務を負いません。重大な過失があった場合、AGAは被保険者の責任の程度により補償を減額する権利があります。
- 被保険者は重大な過失がなかったことを証明しなければなりません。悪意による行為でない場合を除き、義務事項の違反がAGAの補償決定や審査、あるいは補償額に影響していないことを被保険者が証明する限り、AGAは補償の義務を負います。
- 保険補償の請求権は、請求権が発生し、被保険者が請求手順について認識した年、あるいは、重大な過失がなく本来認識しているべきであった年の年末から計算して3年以内に時効となります。

§ 10 意思表示の提出に有効な形式は？

- 被保険者と保険者が通知や意思表示を行なう場合、書面形式 (手紙、ファックス、メール等) で行なう必要があります。
- 保険取次代理店は、意思表示の受領およびAGAへの取次ぎを委託されています。

§ 11 保険契約上の請求権に関する、管轄裁判所と適用法律は？

- 裁判所所在地は、被保険者の選択によりミュンヘンまたは、被保険者が訴訟期間中に定住所を持つ、あるいは常時滞在中のドイツ国内の都市とします。
- 国際法と異なる限り、ドイツの法律が適用されます。

疾病保険

AVB KV 11 AP

§ 1 補償の対象は？

補償の対象となるのは、保険適用範囲内および保険対象期間中の急な病気および事故によるケガの治療にかかる費用です。それ以外には、保険適用範囲内および保険対象期間中で、被保険者が事故後に救助、救出されなければならない場合、および被保険者が行方不明になり何かあったと懸念される場合の捜索、救助、救出にかかる費用も5,000ユーロまで補償されます。

§ 2 (適用範囲内)での治療、支払われる費用は？

- AGAは、(適用範囲内)で治療が必要になった場合、以下の費用を支払います。
 - 医師による外来診療
 - 治療および被保険者に処方された医薬品
 - 延期不可能な手術を含む入院治療
早産の場合、当該保険約款の (一般条項第1条の例外として) 外国で必要な新生児の治療費も100,000ユーロまで支払います。
 - 外国での入院治療の場合、最も近い病院および退院後宿泊への医療上必要な移送
 - 医療上必要な歩行器具、および車椅子のレンタル
 - 鎮痛歯科治療、義歯の修理および応急処置、500ユーロまで
 - 初めて急に症状が現れた精神障害に対し、1回のみ治療、1,500ユーロまで
 - 妊娠12週目までの検診

- AGAは、被保険者の移送が可能となる日までの治療費を支払います。

2. 一括諸費用補償

外国での医療上必要な完全入院治療にかかる費用を第三者が負担する場合、AGAは契約で規定された額の一括諸費用補償金 (電話、テレビ、見舞人の分を含む追加の食事等) を支払います。別の取り決めがない場合、入院治療開始から30日間まで、最高50ユーロ

- 被保険者が危険状態にある場合、または10日間以上の入院治療を要する場合、AGAは親族または近い人1名の入院先への往復渡航費用を負担します。

- 被保険者はどの保険事項についても、契約で規定された自己負担額を負担します。

§ 3 アシスタンスプラスの枠内でそれ以外にAGAが支払う費用は？

アシスタンス医療サービスは、保険対象となる滞在中の急な病気や事故によるケガに際し、被保険者に医療機関を探す際のサポートを提供します。その際には、電話による仮診断に従い、最高の医療水準を誇る最も近い医師または病院を紹介し、被保険者がアシスタンスの紹介に従った場合、当該保険約款の疾病保険規定 (AVB KV AP) 第1条および第2条とは別に、以下の補償が追加で支払われます：

- 必要な電話通話料の支払い (要証明)
 - 紹介された医療機関への通院にかかった交通費の支払い (要証明)
 - 被保険者が完全入院治療を受ける場合で、同行の親族1人の常時の付き添いが必要な場合、病院内または病院近くでの宿泊費。1日80ユーロで8日間まで。
- あるいは、
- 同行の親族が現地でお見舞いに行く際にかかった交通費 (要証明)。1日最高25ユーロで5日間まで。

§ 4 注意すべき保険適用の制約は？

- 以下に対し、保険は適用されません
 - 契約で規定された適用範囲内の滞在中の目的となる治療および他の医療処置
 - (適用範囲内)の渡航前または保険契約締結時にその必要性が被保険者にわかっていた、または被保険者が既に現れていた症状に基づき見込んでいた治療および他の医療処置
 - 鎮痛歯科治療、義歯の修理および応急処置以外の歯科治療
 - 第2条第1項e)に該当しない、マッサージおよびウェルネス治療、ファンゴ (泥泥療法)、リンパマッサージおよび義肢・義歯など人工補装具・補助具の購入、アルコール、薬物類、またはその他の中毒症等の治療、およびアルコール、薬物類または医薬品の乱用による病気や事故のケガの治療、ならびに自殺未遂または自殺行為および関連処置
 - 妊娠13週目以降の検診または妊娠合併症、ならびに36週目以降の出産および妊娠中絶ならびに移送を含む関連処置
 - 長期的な病気、要介護または養護による治療収容
 - 第2条第1項g)およびh)に該当しない、精神障害の治療および催眠・心理療法
 - モータースポーツ・レースおよびそのトレーニングに起因するケガ
- 治療やその他の処置が医療上必要な限度を超える場合、AGAは補償金額を相応の額に減額することができます。算出された医療報酬および費用は当該国で一般のおよび相応とされる額を超えてはなりません。そうでない場合、AGAは保険金を国内で一般的とされる額に減額することができます。

§ 5 損害事例に際し、被保険者が必ずすべきこと (義務事項)は？

被保険者は以下のことをする義務があります。

- 入院治療の場合、総合的な外来または入院診療を開始する前に、また支払い内容を承諾する前に遅滞なくアシスタンスセンターに連絡すること。—AGAは、連絡する際にかかった費用を25ユーロまで支払います (要証明)。
- アシスタンスセンターが疾病の種類およびその治療の必要性に基づき帰国移送を承認した場合、移送可能な時点で帰国移送に同意すること
- 支払われた給付金に関し、他の公的保険機関の判が押してある計算書の原本またはコピーをAGAに提出すること。これら書類はAGAの所有となります。

§ 6 被保険者がドイツ国内に滞在中の場合、AGAが提供する補償は？

ドイツ国内の場合、

- 当該保険約款の旅行疾病保険規定 (AVB RK 06 STEP IN) 第2条に従い、外来診療および歯科治療費に対し医療料金規定 (GOÄ) または歯科医療料金規定 (GOZ) の最高1.8倍までの保険金が支払われます。わかれず。とりわけ医療技術を要する処置には最高1.3倍、医療機器による診療には最高1.15倍となります。
- 入院治療に対しては、連邦医療看護報酬令および病院医療報酬法に従い、普通の入院補償 (大部屋) が支払われます。選択補償 (個人専門医による治療) は保険の対象外です。

ファーストクラス保険料の場合の追加条項

§ 1 追加補償の対象は？

保険始期後に妊娠（受胎）した場合および8ヶ月の待機期間が経過している場合、妊娠に対する医療処置および出産にかかる費用に対し、妊娠第12週目以降についても契約で規定された適用範囲内で保険が適用されます。

§ 2 治療に際し、契約の適用範囲内において追加で支払われる費用は？

AGAは以下の費用を追加で支払います。

1. 待機期間8ヶ月経過後の、保険始期後に妊娠した場合の妊娠にかかる診療および処置
2. 継続治療として医療上必要な医師の指示によるリハビリテーション処置

§ 3 この保険で注意すべき保険適用の制約は？

保険始期以前に妊娠していた場合の妊娠にかかる処置、および保険始期後の最初の8ヶ月以内（待機期間）の妊娠にかかる処置、妊娠中絶ならびにその関連処置には、保険は適用されません。

帰国移送

AVB RT 11 AP

§ 1 補償の対象は？

補償されるのは以下の費用です。

1. 滞在中の急な病気および事故によるケガによる帰国移送費、および、
2. 遺体の移送費

§ 2 帰国移送および遺体移送の際にAGAが支払う費用は？

AGAは以下の費用を支払います。

1. 被保険者を被保険者の本国の居住地に最も近い適切な病院に医療上有効で適切な帰国移送を行なうための費用。それ以外に、治療担当医の診断により病院での治療がさらに14日間を超えると予測される場合、被保険者からの要請により、医療上有効で適切な帰国移送にかかる費用が支払われます。これとはかわりなく、帰国移送にかかる費用が、さらに治療にかかると予測される費用の範囲内にある場合、帰国移送にかかる費用が支払われます。
2. 被保険者の遺体を移送するのに実際に支出した費用、また選択によっては、現地での葬儀に実際に支出した費用、この場合、帰国移送額まで。

§ 3 注意すべき保険適用の制約は？

以下の理由による帰国移送および遺体移送には保険が適用されません。

1. 滞在の目的となる治療およびその他の医療処置
2. 渡航前または保険契約締結時にその必要性が被保険者にわかっていた。または被保険者がすでに現れていた症状に基づき見込んでいた治療および他の医療処置
3. アルコール、薬物類およびその他の中毒症ならびにアルコールまたは薬物類、医薬品に起因する病気および事故によるケガ
4. 妊娠13週目以降の妊娠合併症および妊娠36週目以降の出産、妊娠中絶ならびにその関連処置
5. モータースポーツ・レースおよびそのトレーニングに起因するケガ;
6. 自殺未遂および自殺行為ならびにその関連

§ 4 損害事例に際し、被保険者が必ずすべきこと（義務事項）？

被保険者は以下のことをする義務があります。

1. 急に重度の病気を発症した場合、または事故によりケガを負った場合、遅滞なくアシスタンスセンターに連絡すること
2. 退院および出国の際に、書類上の手続きを済ませ、その他の条件を満たしていること
3. 帰国移送の手配および実施に必要となる全ての情報をAGAに提供すること

ファーストクラス保険料の場合の帰国移送に関する追加条項

§ 1 追加補償の対象は？

AGAは、保険始期後、待機期間8ヶ月経過後に妊娠した場合の妊娠合併症の際に、被保険者を被保険者の本国の居住地に最も近い適切な病院に医療上有効で適切な帰国移送を行なうための費用を支払います。

§ 2 注意すべき保険適用の制約は？

保険始期以前に妊娠していた場合の妊娠にかかる処置および保険始期後の最初の8ヶ月以内（待機期間）の妊娠にかかる処置、妊娠中絶ならびにその関連処置には、保険は適用されません。

アシスタンス

AVBAS 11 AP

§ 1 アシスタンスの範囲内でAGAが提供するサービスとは？

1. AGA は、契約で規定された適用範囲内の滞在をする被保険者に対して以下の緊急事態に際し、救援サポートを行ない、生じた費用を各規定に従い支払います。補償の審査はAGAに留保されます。アシスタンスのサービス、費用負担の説明およびサポートの委託には原則として保険契約上のAGAの被保険者に対する履行義務の承認はとりません。
2. AGAはアシスタンスに、AGAの被保険者に対し以下の救援サポートを24時間体制で行なうことを委託しています。
3. 被保険者は緊急事態でアシスタンスのサービスを利用する場合、遅滞なくアシスタンスに連絡しなければなりません。
4. 被保険者が支出された金額の支払いをAGAにも他の給付期間にも請求できない場合、被保険者はAGAへ請求書を起した日から1ヶ月以内にその額を返済しなければなりません。

§ 2 病気、事故によるケガに際し、アシスタンスセンターが提供する救援サポートは？

1. 外来治療

アシスタンスセンターは、問い合わせに対し医師の手配ができるかを知らせ、可能な場合、ドイツ語または英語を話す医師を指定します。しかし、アシスタンスセンターは医師との連携はとりません。

2. 入院治療

被保険者の入院治療に際し、アシスタンスセンターは以下の救援サポートを行います。

a) 連絡・調整

アシスタンスセンターは、必要な場合、当社の契約医師ではなく被保険者のかかりつけの医師、および治療担当医と連絡をとり、また、関係している医師間の情報の伝達および取次ぎをします。要請があれば、アシスタンスセンターは被保険者の親族に連絡します。

b) 見舞い

被保険者の入院治療に際し、AGA緊急アシスタンスセンターは、要請があれば被保険者の親族または近しい1名の入院先への渡航（往復）の手配をします。

c) 費用負担通知

入院治療に際し、AGAは病院に対し、13,000ユーロまでの費用を負担することを通知します。この通知は給付義務の承認を意味しません。AGAは被保険者の名前で所轄の費用負担機関との清算を請け負います。

3. 帰国移送

医療上有効で適切である場合、または、治療担当医の診断により入院期間が14日間を超えると予測される場合、アシスタンスは、契約医師と現地の担当医との事前合意のもと、医療上最適な輸送手段（救急ヘリコプターを含む）により被保険者の母国の居住地に最も近い適切な病院への帰国移送を手配します。

§ 3 必要な医薬品を調達する際のアシスタンスセンターによるサポートは？

アシスタンスセンターは、被保険者のかかりつけの医師の合意のもと、医師の処方した医薬品の調達および被保険者への発送を可能な限りにおいて行います。調合薬剤の費用は、被保険者が旅行終了後1ヶ月以内にアシスタンスセンターへ支払わなければなりません。

§ 4 被保険者が死亡した場合の、アシスタンスセンターの対応は？

旅行中に被保険者が死亡した場合、アシスタンスセンターは親族の要望により、葬儀または葬儀の場所への遺体移送の手配をします。

§ 5 旅行の中止および帰国遅延の場合、アシスタンスセンターが行うサポートは？

1. 被保険者自身、被保険者の配偶者（内縁関係にある者も含む）、またはその旅行者の親族、または同行していない未成年の世話、あるいは要介護の親族を世話している者が次の事故：
 - 死亡
 - 重傷
 - 予期せぬ重病
2. 別の取り決めがない場合、AGAは当初予定していた帰国に対して生じる超過費用を負担します。被保険者が第1項による事故の発生後、さらに最低2ヶ月間以上続く交換プログラムの続行を望む場合、AGAは本国から渡航先（規定の保険適用範囲内）のまでの費用を支払います。

§ 6 その他の緊急事態にアシスタンスセンターが提供するサービスは？

1. 予約変更

被保険者が予約した交通機関に乗り遅れた、または予約した交通機関に支障が生じた場合、アシスタンスセンターは予約変更のサポートをします。予約変更手数料および旅費増額分は被保険者の負担となります。被保険者の要請により、アシスタン

スセンターは当初予定していた旅行の変更について第三者に通知します。

2. 旅費支払手段（緊急一時金）の喪失および旅行関連書類の紛失

- a) 被保険者が旅費支払手段をなくしたために経済的に困難な状況に陥った場合、アシスタンスセンターは主要取引銀行とコンタクトをとり、アシスタンスセンターは、同銀行が用意される金額を被保険者に知らせる取次ぎをします。同銀行とのコンタクトが24時間以内にできない場合、AGAが当座をしのぐため被保険者に貸付金を最高1,500ユーロまでで立てます。この貸付金額は旅行終了後1ヶ月以内にAGAに返済されなければなりません。
- b) クレジットカードまたはユーロチェックカードをなくした場合、AGA緊急アシスタンスセンターは、カード使用停止手続きのサポートをします。AGA緊急アシスタンスセンターは、紛失時にすべきとされるカード使用停止措置および場合により生じる財産損失に関しては責任を負いません。
- c) 旅行関連書類を紛失した場合、アシスタンスセンターは被保険者に対し再発行の手続きをサポートします。

3. 刑事訴追対応措置

被保険者が逮捕された、または拘留される危機に瀕した場合、アシスタンスセンターは、弁護士および通訳の手配をサポートします。AGAは裁判、弁護士、通訳に要する費用を3,000ユーロまで、また必要な場合保釈金を13,000ユーロまで貸付けます。被保険者は、支出された金額を遅滞なく帰国後遅くとも3ヶ月以内にAGAに返済しなければなりません。

§ 7 アシスタンスが提供できる情報は？

アシスタンスは被保険者の問合せに対し、以下の情報を提供します。

- 最も近い領事館（住所および電話連絡先）
- ドイツ連邦共和国外務省の渡航警告および安全情報

§ 8 アシスタンスが提供する、被保険者と本国にいる人との間の情報伝達のためのサポートは？

1. 親族への連絡

被保険者と連絡が取れない場合、アシスタンスが親族への連絡に努めます。これに要する費用はAGAが負担します。

2. 渡航先からの情報伝達

渡航中の変更があったあるいは窮地に陥っている際に、被保険者が一番近い親族または雇用者に連絡できない場合、アシスタンスは情報の伝達に努めます。

荷物保険

AVB GV 11 AP

§ 1 保険の対象は？

保険適用荷物とは、贈答品を含む、保険適用範囲内での被保険者が個人的に要する身の回り品一式をいいます。

§ 2 保険が適用される場合とは？

1. 携行品

被保険者は、以下の理由によって、保険適用範囲内の滞在中に携行品が紛失したり、損害を受けたりした場合に補償額を支払います。

- a) 窃盗、侵入窃盗、強奪、強盗的恐喝、第三者による故意の物的損害、
- b) 被保険者が重度のケガを負った、または輸送手段に損害が生じた事故、
- c) 火災および爆発、嵐、雷、雪圧、落雷、河川の氾濫、洪水、雪崩、火山爆発、地震、土砂崩れ

2. 寄託荷物

AGAは以下の場合に補償額を支払います。

- a) 寄託手荷物が、輸送機関運営会社、保管サービス業者または手荷物一時預かり所の管理下にある間に紛失した、または損害を受けた場合
- b) 寄託荷物が被保険者と同じ目的地に着かなかった場合荷物の再調達および滞在を続行するために必要な代用品の購入に実際支出したと証明される費用が、被保険者1人および保険事例1件につき、保険金額の最高10パーセント支払われます。

§ 3 保険が適用されない物品とは？ また、注意すべき保険適用の制約は？

1. 保険の対象とならないのは？

- a) 通貨、有価証券、乗車・乗船券、および公的機関の発行する証明書ならびに査証を除くあらゆる種類の書類
- b) 原動機付きの車両、航空機、船舶類およびこれらの付属品、付属品を含む猟銃およびスポーツ用（射撃、フェンシングなど）の銃ならびに剣など
- c) 寄託品として預けた場合のビデオ、映写機、カメラおよびこれらの付属品、ならびに装飾品および貴重品
- d) 規定通りの使用により生じたスポーツ器具に対する損害

- e) 随伴して生じた財物の損害
2. 以下に対し保険は適用されません。
- a) 置き忘れまたは紛失による損害
 - b) 被保険者が保険事例を故意に引き起こした場合
3. 保険適用の制約
- a) 携行している場合のビデオおよび映写機、カメラおよびこれらの付属品、ならびに装飾品および貴重品は合計で保険金額の50%までが保険の対象となります。
 - b) 電子情報処理機器および電子コミュニケーション・娯楽機器装飾品（それぞれ付属品を含む）、ならびにソフトウェアは合計で保険金額の20%までが保険の対象となります。最高500ユーロまで。
 - c) 装飾品および貴重品は、固定式の旋錠された保管庫（例、金庫）にしまわれている、あるいは個人の保管のもと確かに管理された状態で携行されている場合にのみ、保険の対象となります。
 - d) 眼鏡、コンタクトレンズ、歯列矯正機およびその他の医療補助器具ならびにこれらの付属品は合計で保険金額の20%まで、最高で250ユーロまでが保険の対象となります。
 - e) 贈答品は合計で保険金額の10%までが保険の対象となります。最高300ユーロまで
 - f) テント旅行およびキャンプ中の荷物の損害に対しては、公認の設営キャンプ地での損害にのみ保険は適用されます。
 - g) 被保険者が保険事例を重大な過失により引き起こした場合、AGAは被保険者の責任の程度により補償を減額する権利があります。
4. 停車した車両・船舶・航空機等乗り物内の荷物
 保険の対象となる滞在中に停車した上記の乗り物、またはそれに固定され施設により安全な状態にあった保管庫あるいはルーフキャリア/リアキャリアから荷物が盗難された場合、同乗り物または同保管庫、同ルーフキャリア/リアキャリアが旋錠され安全な状態にあり、損害が6時から22時までの間に発生した場合にのみ、保険は適用されます。2時間以内の途中停車の場合には、夜中も保険が適用されます。

§ 4 AGAが支払う補償額は？

1. 保険事例の場合、AGAは以下に対して、保険金額の限度内で補償額を支払います。
 - a) 紛失した、あるいは破壊された物品の時価相当額
 時価相当額とは、同じような品目および財物を新たに購入するのに一般に必要とされる額で、保険対象の物品の状態（使用年数、消耗度、使用度）に応じて差し引かれた額をいいます。
 - b) 損傷を受けた物品に対し必要な修理費および、場合によっては減価償却した時価相当額まで
 - c) フィルム、写真撮影・録音・データ記憶媒体に対し、その価格
 - d) 公的機関の証明書および査証に対し、再発行にかかる公的機関の手数料
2. 保険金額は、保険対象となる荷物の全時価相当額に相当しなければなりません（保険価額）。保険事例発生時の保険金額が保険価額よりも少ない場合（一部保険）、保険者は保険金額の保険価額に対する比率に基づいてのみ損害を補償します。

§ 5 被保険者が損害事例において必ずすべきこと（義務事項）は？

1. 被保険者は、犯罪行為による損害について、遅滞なく最も近い所轄の派出所へ無くなった物品全てのリストとともに届け出をし、届け出の証明をしてもらわなければなりません。保険者には警察届出証明書が提出されなければなりません。
2. 寄託荷物に対する損害は、輸送機関運営会社、保管サービス業者または手荷物一時預かり所に遅滞なく報告されなければなりません。外見上認識できない損傷については、見つけ次第遅滞なく、クレーム期限を遵守した上で、遅くとも荷物の引渡し後7日以内に書面をもって通知しなければなりません。
3. 被保険者は、損害事例を機に、とりわけ損害の通知において悪意ある不実の報告をした場合、それによりAGAが不利を被ることがなくても、保険の補償請求権を失います。

§ 6 被保険者の自己負担額は？

損害事例において、被保険者は契約で規定された自己負担額を負担します。

荷物追加保険

AVB GZ 11 AP

-コンパクトおよびファーストクラス保険料に追加で契約される場合のみ-

当該保険約款の荷物保険規程第3条第3項a)および b)に追加して、ノートパソコン (Laptop)および付属品を含むビデオカメラ、映写機、カメラに対し、契約で規定された額が加算されます。

§ 6 当該保険約款の荷物保険規定第6条は、被保険者が損害事例1件につき、契約で規定された自己負担額を負担するという条件付きで適用されます。

旅行傷害保険

AVB UV 11 AP

§ 1 補償の対象は？ また、傷害事故とは？

1. 保険適用範囲内の滞り期間中の事故により被保険者が死亡した場合、または将来回復できない就労不能となった場合、AGAは当該保険契約で規定された補償金額を支払います。
2. 傷害事故とは、以下の場合の事故をいいます。
 - a) 被保険者が身体に影響を及ぼす、突発的な外来の事故により本人の意志によらない健康上の損害を被った場合
 - b) 身体への負担が高まったことにより関節を脱臼した、または筋、腱を捻える、靭帯あるいは嚢を損傷した、または切った場合
 - c) 凍傷の場合、下記の第5条第2項で規定された補償額が支払われます。

§ 2 保険が適用されない場合とは？

以下に対し、保険は適用されません。

1. 精神・意識障害、卒中、全身の痙攣、および心因の病的障害による事故、アルコールまたは薬物類に起因する症状による事故も該当します。
2. 被保険者故意の犯罪行為に際し、被保険者に起こった事故
3. 被保険者が航空操縦士（ハンググライダーなどスカイスポーツも含む）および航空機同乗者だった場合の事故
4. 治療処置および被保険者の合意のもと生じた他の身体への侵入物質類、放射線、感染および有害物質による健康上の損害。ただし、事故に起因する場合は別とします。
5. 内出血および脳出血。ただし、主に旅行中の事故に起因する場合は別とします。
6. その原因にかかわらず、心因による病的障害

§ 3 被保険者が死亡した場合、AGAが支払う補償金額は？

事故発生後1年以内に被保険者が死亡した場合、AGAは相続人に保険証券および補償内容一覧に規定された保険金額を支払います。

§ 4 被保険者が将来回復できない就労不能となった場合、AGAが支払う補償金額は？

事故により被保険者が将来回復できないとされる、身体的または精神的作業能力の機能障害（就労不能）を被った場合、就労不能に対し規定された保険金額を請求することができます。

1. 就労不能障害は、事故発生後1年以内にその症状が現れ、遅くともさらに3ヶ月の猶予期間内に医師による診断がなされ、認定されなければなりません。
 2. 補償額は、就労不能レベルに基づきます。
 就労不能レベルの確定には下記が適用され、保険金額に各場合の割合を乗じた額が支払われます。ただし、より高いまたは低い障害レベルの証明は除外されます。
 - a) 1腕（手関節以上をいう）を失った、またはその機能を全く失ったとき： 70%
 - 1手（手関節以下をいう）を失った、またはその機能を全く失ったとき： 55%
 - 1手の拇指を失った、またはその機能を全く失ったとき： 20%
 - 拇指以外の1指を失った、またはその機能を全く失ったとき： 10%
 - 1脚（足関節以上をいう）を失った、またはその機能を全く失ったとき： 70%
 - 1足（足関節以下をいう）を失った、またはその機能を全く失ったとき： 40%
 - 1足指を失った、またはその機能を全く失ったとき： 5%
 - 1眼が失明したとき： 50%
 - 1耳の聴力を全く失ったとき： 30%
 - 嗅覚または味覚を全く失ったとき： 10%
 - b) 上記身体部位または感覚器官において1個ではなく1部分を失った、または機能障害を持った場合も、上記a)による各場合のパーセンテージに基づいた額となります。
 - c) 事故により身体部位または感覚器官に傷害を被ったが、その喪失または機能不全に関し、上記a)またはb)に基づいて確定されない場合、通常の身体的または精神的作業能力に専門的な医学上の観点によりどの程度までの障害を持っているかが基準となります。
 - d) 事故により複数の身体的または精神的機能障害を持った場合、同条第2項のa)からc)までの規定に基づく就労不能レベルの各割合を適用し、その合計額としますが、総補償額100%までを限度とします。
3. 事故により身体的または精神的機能障害を被ったが、すでに将来回復不能の障害があった場合、この既存障害に対応する額は差し引かれます。この算定は同条第2項に基づきます。

4. 事故発生後1年以内に事故に起因して死亡した場合、就労不能補償に対する請求権はありません。
5. 被保険者が事故発生後1年以内に、または事故発生後1年以降に、事故とは関連のない原因により死亡し、就労不能補償に対する請求が起きた場合、医師の最終診断に基づき定められ得る就労不能レベルに従い支払われます。

§ 5 補償に際する制約は？

1. 事故により健康上の損害を被った際の疾病または障害、あるいは後遺症をともに患った際、疾病または障害の程度が少なくとも25%である場合、補償は疾病または障害の程度に応じて減額されます。
2. 凍傷による死亡または就労不能の場合、各保険金額の最高10%までを支払います。（第1条第2項を参照）

§ 6 事故発生後、すべきことは（義務事項）？

- 被保険者は、以下のことをする義務があります。
1. AGAにより委託された医師の診断を受けること。この診断に要する費用は、これにより生じる所得損失額も含めAGAが負担します。
 2. 診療する医師のほか、保険会社および公的機関に対し、守秘義務を免除すること。

§ 7 将来回復できない就労不能に対し、AGAが補償金を支払うときは？

1. 事故の経緯および結果ならびに就労不能の認定に必要な診断・治療を受けたことを記述、証明する書類がAGAに着き次第、AGAは3ヶ月以内に、請求を承認するかどうか、また補償金額はいくらかを通知する義務を負います。
2. AGAが請求を承認した場合、保険金は2週間以内に支払われます。
3. 事故発生後1年以内で治療終了前においては、就労不能に対する補償は、死亡事故の保険金額までしか請求できません。
4. 被保険者とAGAには、就労不能障害レベルを毎年最長で事故発生後3年間まで、新たに医師の認定を受ける権利があります。この権利は、同条第1項に従って通知でもってAGAにより、またその通知着後1ヶ月以内に被保険者により行使されねばなりません。最終的な認定の結果、AGAが既に支払った就労不能補償額より高いレベルの額となった場合、増額分には年5%の利子がつけられます。

賠償責任保険

AVB HV 11 AP

§ 1 AGAが引き受ける危険とは？

被保険者が保険適用範囲内の滞り中に損害事故を起こしたため、私法上の賠償責任の規定に基づき第三者により損害賠償の請求を受けた場合、AGAは日常生活における賠償危険に対応する保険を提供します。損害事故とは、他人に死亡、傷害または健康上の損害（人的損害）をもたらした、または他人の財物の破損もしくは毀損などの損害（物的損害）を与えた事故をいいます。

§ 2 被保険者が受けた賠償責任請求に対し、AGAがとる対応は？ また、補償の適用範囲は？

1. AGAは損害補償義務に関し審査し、不当な請求は却下しますが、被保険者が義務を負うべき賠償責任に対しては、補償金を支払います。
 AGAは補償義務を承認する、または被保険者の承諾を認定する限りにおいては補償金を支払います。AGAは、和解する、または和解を承認する、あるいは裁判所の決定がなされた場合も同様に補償金を支払います。
2. 被害者またはその権利継承者が損害賠償請求を裁判で行った場合、AGAはその訴訟係争を被保険者の名前において行いますが、その費用を負担します。
3. 保険損害事故に起因の被保険者に対する刑事訴訟手続きにおいて、AGAが弁護人を要請する、または承認する場合、AGAは弁護人に要する費用を負担します。
4. AGAによってとられた賠償請求の承諾、受諾、または和解による解決措置が被保険者の拒否により講じられなかった場合、AGAにはそれにより生じる本案訴訟、利子および経費の超過支出に対しては負担する必要がありません。
5. 保険証券または補償内容一覧に記載されている保険金額は、保険事例ごとのAGAの補償適用範囲に対する最高額とします。同保険金額は同時に、保険年度ごとの保険事例全てに対する最高補償金額です。

§ 3 保険が適用されない危険とは？

以下に対し、保険は適用されません。

1. 次の場合の賠償請求
 - a) 賠償請求が契約上の、またはその他の承諾に基づき被保険者の法的賠償責任の範囲を越えている場合
 - b) 被保険者同士または親族（内縁関係にある者も含む）の場合；
 - c) 被保険者からの病気感染に起因する場合
 - d) 職務遂行に起因する場合

2. 次の場合の被保険者に対する賠償請求

- a) 狩猟に起因する場合
- b) 被保険者が賃借した、または借りた、あるいは法の禁じた私力によって取得した、もしくは被保険者が預かっていた他人の財物に与えた損害に起因する場合。ただし、保険適用範囲内の滞在中の建物内の部屋、特に賃借りした住居に与えた損害に起因する賠償責任は保険の対象となります。その他に、被保険者がホームステイをしている場合、ホストファミリーの動産に与えた契約額までの損害に起因する賠償請求にも保険が適用されます。摩損または消耗、過度の使用に起因する賠償請求には、保険は適用されません。
- c) 原動機付車両、航空機または船舶の所有者、保有者または操縦士としての使用に起因する場合。ただし、風力駆動型のスポーツ用車両、および胴体部の長さが5メートル以下の自己所有のボートも、エンジン（補助・船外エンジンを含む）および推進剤を動力としない場合、保険の対象となります。

§ 4 保険事故発生後、被保険者が必ずすべきことは（義務事項）?

保険事例には、結果として被保険者に対し賠償請求が発生し得る損害事故が該当します。

1. どの保険事例もAGAに遅滞なく書面をもって通知されなければなりません。
2. 保険事例がAGAに既に報告されている場合、捜査手続きの開始、または略式命令あるいは催告の発令も、被保険者によってAGAに遅滞なく通知されなければなりません。
3. 被保険者に対し賠償請求が起きた場合、被保険者は請求提起後1週間以内にその旨をAGAに通知しなければなりません。
4. 被保険者はまた、請求が裁判所または国の援助措置のもとに起こった場合も、AGAに通知しなければなりません。
5. 被保険者には、AGAの指示を守る範囲内で可能な限り損害を軽減するように努め、損害事例の調査・解決につながることを全て行う義務があります。被保険者は、損害に関して詳細な、事実に即した報告をし、損害事故に関連する全ての状況を通知し、また関係書類を提出しなければなりません。

6. 賠償請求に関し訴訟になった場合、被保険者はその訴訟遂行をAGAに委任し、AGAの依頼および指定した弁護士に全権を与え、弁護士とAGAが必要と見なした明確な状況説明を全て行わなければなりません。裁判所または国の損害賠償命令に不服がある場合、被保険者はAGAの指示を待たずに期限内に異議申し立てを起こすか、または必要な法的救済手続きをとらなければなりません。
7. 被保険者が状況の変化により弁済金の支払い中止または軽減を要求する権利を取得した場合、被保険者にはこの権利を被保険者の名前でAGAにより行使させる義務があります。この場合、同条第3項から第5項までの規定条項が適用されます。
8. AGAには、請求の解決、調停または拒否に関しその目的に適った全ての説明、申し立てを被保険者の名前で行うことに対し全権を与えられています。

§ 5 被保険者の自己負担額は?

損害事例において、被保険者は契約で規定された自己負担額を負担します。

損害事例に対する一般的な注意事項

損害事例に際し、すべきことは?

被保険者は、損害を出来る限り少なくし、また証明しなければなりません。そのため、どの場合においても損害発生および損害の程度を証明するのに適切な書類(損害確認書、証明書、また請求書、領収書など)を確保してください。

旅行中の病気、ケガ、その他緊急時の対応は?

(疾病保険、旅行緊急対応保険、アシスタンス保険の場合)重度の傷害および病気に際しては、特に入院する前に、適切な対応がなされ緊急時には移送措置がとられるように、遅滞なくアシスタンスセンターに連絡してください。現地で支出した費用の補償に対し、請求書および/または処方箋の原本を提出してください。

重要: 請求書には、治療を受けた者の氏名、病名、治療期間、診療費用とともに医療行為が明記されていなければなりません。処方箋には、処方薬の名称および価格が記載され、また薬局の判が押されていなければなりません。

通常、外来治療にかかった費用は直接医師のもとで支払いを済ませ、その後、保険金支払いのために請求書をAGAに提出してください。医師とAGAの間での直接清算は、医師の同意があれば可能です。その場合、請求権譲渡のための書類に署名して下さい。同書類は医師により請求書の原本と共にAGAに提出されます。

荷物が損傷したり、または盗難されたりした場合、留意すべきことは?

(荷物保険/荷物追加保険の場合)

荷物が移動中に損害を受けた、またはなくなった場合、遅滞なくその旨を輸送機関運営会社に報告してください。後になって初めて(例えば、荷物を開けたとき)損害を確認した場合、その旨輸送機関運営会社に、受け取り後7日以内に書面をもって報告してください。

重要: 航空会社および鉄道会社は、損害証明書を発行しますので、それをAGAに提出しなければなりません。窃盗、その他犯罪行為に際しては、遅滞なく最寄の派出所へ届け出て下さい。警察調書のコピーまたは少なくとも警察届出証明書をもたらしてください。

旅行傷害保険または賠償責任保険による請求に際し、留意すべきことは?

(旅行傷害保険/賠償責任保険の場合)

事故を目撃していた証人の氏名と住所をメモしておいてください。警察が捜査に踏み切った場合、警察調書のコピーを提出してください。AGAに通知し、損害報告書とともに関連書類と情報をお送りください。

損害のご報告は、保険証券のコピーおよび上記の証明書類を添付の上、以下にお送りください。

AGA International株式会社
Schadenabteilung (損害部門)
Bahnhofstr. 16
D-85609 Aschheim bei München

— 口情報: インターネットのサイト www.allianz-assistance.de/schadenmeldung から手早く簡単に損害報告のご報告ができます。

データ処理に関する同意書および注意事項について

I. 健診データの収集と利用に対する同意および守秘義務解除の了解

Iに印刷された同意書および守秘義務解除の了解は、ドイツ保険経済登録組合連合会(GDV)とデータ保護監督官庁との協議に基づいて作成されました。

保険契約法、ドイツ連邦情報保護法および他の情報保護規定には、保険会社による健診データの収集、処理、利用に関して、十分な法的基礎がありません。このため当社にはお客様による情報保護法上の同意が必要になります。保険事例では、場合によっては守秘義務を負う機関(例えば医師)からお客様の健診データを収集させていただくために、お客様の守秘義務解除の了解が必要になります。

さらに、お客様の健診データまたは、例えばお客様との契約が存在する事実、顧客番号または他の身元確認情報のような刑法第203条に従って保護されている他のデータを、例えばアシスタンス、物流またはIT各部門の職員に引き渡させていただくために、お客様の守秘義務解除の了解が必要になります。

次の同意書は、お客様の保険契約(お客様の損害事例の処理)の履行あるいは終了に不可欠です。ご提出いただけない場合は、契約締結は通常行えません。

この同意書は、お客様の健診データや守秘義務により保護されているその他のデータと併せて、当社内で(1参照)、第三者に問い合わせる場合に(2参照)、そして当社以外の機関へ引き渡す場合に(3参照)に回覧されます。

この同意書は、例えばお客様のお子様のような、お客様が法的代理人である共同被保険者にとっても、この同意書の効力範囲の認識ができずご自分の同意書を提出できない限り、有効となります。

1. お客様の健診データの収集、保存、利用に対する同意

私は、AGA International 株式会社 が、保険契約の履行あるいは終了のために必要とする限り、私が今後知らせる健診データを収集し、保存し、また利用することに同意します。

2. 補償義務の調査のため第三者に健診データについて問い合わせること

補償義務を調査するために、お客様が請求の根拠として作成されたデータ、または提出された書類(例:請求書、処方、所見)、あるいは医師または他の医療従事者などの報告により判明したお客様の健康状態に関するデータを、チェックしなければならない場合があります。

この監査は必要な場合にのみ行われます。このために当社は、この問い合わせの枠内で健診データまたは他の守秘義務で保護されている情報を引き渡さなければならない場合、当社に対する、また第三者の機関に対する、守秘義務解除を含むお客様の同意を必要とします。

当社はお客様に個々の事例ごとに、どの人物あるいは機関が何の目的で情報を必要とするかをお知らせします。その場合お客様はその都度、保険会社によるお客様の健診データの収集、利用に同意するかどうか、告知された人物あるいは機関およびその職員の守秘義務を解除し、保険会社に健診データを引き渡すことに同意するかどうか、または必要な書類をお客様ご自身で提出するかどうかを決定することができます。

3. AGA International 株式会社以外の機関にお客様の健診データおよび他の守秘義務により保護されたデータを引き渡すことについて

当社は次の機関に、契約によりデータ保護およびデータ保全に関する規定の遵守を義務付けています。

3.1 医療鑑定に関するデータの引き渡しについて

補償義務の調査のために、医療鑑定人の介入が必要となる場合があります。そのため、この関係でお客様の健診データや他の守秘義務により保護されたデータが引き渡される場合、お客様による同意と守秘義務解除が必要になります。データの引き渡しについてはお客様にその都度お知らせします。

私は、AGA International 株式会社 が、健診データを、上述のリストに掲載されている機関に引き渡すこと、またそれらの機関で、申し立てのあった目的のために、AGA International 株式会社に許可されているのと同等の範囲内で健診データが収集、処理、利用されることに同意します。必要であれば、健診データおよび刑法第203条により保護されている他のデータの引き渡しを顧慮し、委託機関職員の守秘義務を解除します。

3.2 他機関への職務の委託について(企業あるいは個人)

当社は、お客様の健診データの収集、処理、利用の可能性がある、一定の職務について、部分的に自社で行っておりません。これまで当社はこのような職務を他社に委託してきました。この場合、守秘義務で保護されたお客様のデータが引き渡される際には、当社に対して、また必要に応じて他の機関に対しても、お客様による守秘義務解除が必要になります。

当社は、協定通り守秘義務によって保護されているデータを当社のために収集、処理または利用している機関や機関のカテゴリについてのリストを常に更新しています。個々の機関に委託された職務については、このリストでご覧いただけます。現在有効なリストはこの同意書にじかに添付されています。¹⁾最新のリストはインターネット www.allianz-assistance.de/datenverarbeitung でご覧いただけますし、または当社にご請求いただくこともできます(請求先住所AGA International S.A., Bahnhofstraße 16, D - 85609 Aschheim bei München, 電話番号 49.89.62424-460, service@allianz-assistance.de)。リストに掲載されている機関がお客様の健診データを引き取り、利用することに対して、お客様の同意が必要になります。

私は、AGA International 株式会社 が、私の健診データを、上述のリストに掲載されている機関に引き渡すこと、またそれらの機関で、申し立てのあった目的のために、AGA International 株式会社に許可されているのと同等の範囲内で健診データが収集、処理、利用されることに同意します。必要であれば、健診データおよび刑法第203条により保護されている他のデータの引き渡しを顧慮し、委託機関職員の守秘義務を解除します。

3.3 再保険引き受け会社へのデータ引き渡しについて

ご請求を確実に履行するために、AGA International 株式会社は、当社が保証するリスクのすべてまたは一部を引き受ける再保険引き受け会社と契約を締結することがあります。若干の事例では、再保険引き受け会社は、このために別の再保険引き受け会社を使うことがあり、同様にお客様のデータを別の再保険引き受け会社に引き渡します。再保険引き受け会社が、AGA International 株式会社の保険事例評価が正当であることを監査できるように、AGA International 株式会社は、お客様の損害書類を、再保険引き受け会社に提示しなければならない場合があります。

保険事例の精算時には、同様にお客様の現在有効な契約に関するデータが再保険引き受け会社に引き渡される場合があります。

上記の目的のためには、できる限り匿名化または仮名化されたデータが用いられますが、個人に関する健診データも使用されます。

お客様の個人関連データは、再保険引き受け会社により、上記の目的のみ使用されます。健診データの再保険引き受け会社への引き渡しについては、当社がお客様にお知らせします。

私は、AGA International 株式会社 が、健診データを、上述のリストに掲載されている機関に引き渡すこと、またそれらの機関で、申し立てのあった目的のために、AGA International 株式会社に許可されているのと同等の範囲内で健診データが収集、処理、利用されることに同意します。必要であれば、健診データおよび刑法第203条により保護されている他のデータの引き渡しを顧慮し、委託機関職員の守秘義務を解除します。

被保険者または被保険者の法的代理人の宣言:

私はここに、私自身のためまたは被保険者のために、申し立て人または保険契約希望者によって提出されたデータ処理に関する同意書を提出します。

1) 保険会社の委託によって、守秘義務により保護された個人に関するデータを利用し、かつまたは、健診データを収集、処理または利用するアリアンツ・コンツェルン会社(*印)及び職務遂行者:

- モンディアル・カスタマーサービス有責任会社*(給付処理)
- AWP ルーマニア SA*(給付処理)
- アリアンツ手工業者サービス有責任会社*(アリアンツ・グループ会社向けの技術サービス)
- アリアンツ・マネージド・オペレーションズ&サービス SE*(アリアンツ・グループ会社向け共同サービス)
- ドイツ AGA サービス有責任会社*(アシスタンス・サービス)
- リハケア有責任会社*、医療専門者によるリハビリテーション会社(リハビリサービス)
- マヴィスタ有責任会社(流通および顧客に身近なサービス提供、電話サービス)
- トリコンテス有責任会社(流通および顧客に身近なサービス提供、電話サービス)
- IMB コンサルタント有責任会社(医学的鑑定書の作成をサポート)
- ヴィア・メッド有責任会社(医療相談および医学的鑑定書の作成をサポート)
- 鑑定人(医療及び看護の鑑定並びに鑑定書の作成)
- 看護サービス及び補助用具手配者(看護サービスおよび補助用具供給者の仲介)
- 患者の帰国移送(国外からの医療的に、意義のあるまたは必要な帰国輸送)

II. 他の保険会社へのデータ引き渡しについて

保険契約法(VVG)に従い、被保険者は、損害事例が発生した場合、保険会社に、損害処理について重要な状況をすべて告知しなければなりません。これには、過去の疾病や保険事例、または同種の他の保険に関する告知も含まれる場合があります。二重保険や、法的な請求の移行のようなある特定の事例および分配協定の際には、保険会社の間で、個人に関するデータの交換が必要になります。保険の悪用を避けるためにも、他の保険会社への問い合わせ、または照会に応じた相応の情報提供を行う必要が生じる場合があります。その際には、該当者の氏名、住所、保険およびリスクの種類、または損害に関するデータ(損害の種類、損害額、損害を受けた日)が引き渡されます。